

令和 7 年度第 3 回

東北町農業委員会総会議事録

期日 令和 7 年 6 月 9 日

場所 東北町北総合運動公園
2 階 会議室

令和7年度第3回東北町農業委員会総会

1. 開催場所 東北町北総合運動公園 2階 会議室

2. 開会日時 令和7年6月9日(水) 午後1時30分

3. 閉会日時 令和7年6月9日(木) 午後2時00分

4. 出席農業委員(10名)

1番	乙部繁作	3番	沼尾京子
4番	浅井弘志	5番	蛭沢清子
7番	鶴ヶ崎勝也	8番	中野一男
9番	蛭名修二	12番	甲地俊隆
13番	甲地武彦	14番	藤井久

5. 欠席農業委員(5名)

2番	竹内勝子	6番	小野寺正八
10番	蛭名勲	11番	久保田正一
15番	沼尾幸一		

6. 出席農地利用最適化推進委員(4名)

旭町	蛭名香織	漆玉	岡山伴樹
表町	山田昭二	土橋	土井文隆

7. 欠席農地利用最適化推進委員(1名)

小川原 市川裕美

8. 会議に付した案件

報告第 7 号	農地の転用事実に関する照会について
報告第 8 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
議案第 9 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第 10 号	農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係るの意見について
議案第 11 号	農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係るの意見について
議案第 12 号	農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の作成の要請について
議案第 13 号	農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画に対する意見書作成の要請について

9. 議事録署名委員

4 番 浅 井 弘 志

5 番 蛭 沢 清 子

10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長 甲 地 徳 彦 事務局次長 沢 居 由香子

11. 書記

事務局次長 沢 居 由香子

—— 開会 午後1時30分 ——

- 次 長 総会に入る前に、挨拶を交わしたいと思います。
ご起立願います。「こんにちは」着席願います。
只今から、5月29日に招集通知しました第3回東北町農業委員会総会を開催いたします。
本総会の出席委員は、10名で定足数に達しておりますので総会は成立いたしました。
尚、農地利用最適化推進委員 4名の出席がございます。
本日 2番 竹内 勝子委員、 6番 小野寺 正八委員、10番 蛭名 勲委員、11番 久保田 正一委員、15番 沼尾 幸一より会議規則第4条の規定に基づく欠席届出がありましたので、ご報告いたします。
それでは、会長より挨拶をお願いします。
- 会 長 (会長挨拶省略)
- 次 長 ありがとうございます。
それでは、東北町農業委員会、会議規則第5条により、会長は、会議の議長となり、議事を整理することになっていきますので、会長より議事進行をお願いいたします。
- 議 長 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。
これより、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。
総会の提出案件は、報告2件、議案5件であります。
充分なるご審議をお願いします。
それでは、議事に入ります。
日程第1 議事録署名者の指名及び書記の任命について、議題とします。
お諮りします。
議長の私から指名することに、ご異議ありませんか。
(異議なし)の声あり
異議なしと認めます。
したがって、議長において指名することに決定しました。
議事録署名者には、4番 浅井 弘志、5番 蛭沢 清子委員を指名いたします。
なお、書記には、沢居次長を任命いたします。

議 長 日程第2 会期の決定について、議題とします。
総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ありませんか。
(異議なし) の声あり
異議なしと認め、総会の会期は、本日1日とすることに決定しました。
日程第3 報告第5号 農地の転用事実に関する照会について
議題とします。
事務局より朗読及び説明を、お願いします。

事務局長 2ページをお開きください。
報告第7号 農地の転用事実に関する照会について、青森地方法
務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、
現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので、報告する
ものです。
尚、現地確認は6月2日(月)農業委員の浅井 弘志委員と岡山
伴樹推進委員、事務局職員2名により遅滞なく現地調査を行い現
況が農地であるか否かを確認しています。
2ページをお開きください。
受付番号15～21番 7件について説明いたします。
(受付番号15～21番、5件、朗読説明省略)
以上、7件です。

議 長 只今、事務局より報告第8号の朗読及び説明がありました。
ご質疑等ありませんか。
(質疑なし) の声
質疑なしと認め、報告第8号は原案のとおり報告済みといたし
ます。
日程第5 報告第9号 農地法第3条の3第1項の規定による
届出書の受理について議題とします。
事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長 6ページをお開きください。
報告第9号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の
許可について農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり所
有権移転4件の許可申請書の提出があったので審議を求めるも
のです。
7ページをお願いします。

受付番号 5 番、6 番について説明いたします。

(受付番号 5 番、6 番、2 件、朗読説明省略)

8 ページをお開きください。

受付番号 7 番、8 番について説明いたします。

(受付番号 7 番、8 番、2 件、朗読説明省略)

以上、所有権移転 4 件です。

議 長

只今、事務局より議案第 9 号の朗読及び説明がありましたが、
質疑等ありませんか。

(質疑なし) の声あり

質疑なしと認め、議案第 9 号は、原案のとおり報告済みといた
します。

日程第 6 議案第 10 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく
農地転用許可に係る意見について、議題といたします。

事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長

9 ページをお開きください。

議案第 10 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許
可に係る意見について、農地法施行令第 7 条第 1 項の規定によ
り、別紙のとおり申請許可書の提出があったので、県知事に送付
するための意見を求めるもので、自己所有地転用 1 件について現
地調査が行われています。

10 ページをお開き下さい。

受付番号 1 番、1 件について説明いたします。

(受付番号 1 番、1 件、議案朗読説明省略)

以上、自己所有地転用 1 件です。

議 長

只今、事務局より議案第 10 号の朗読及び説明がありました。
これには、現地調査が行われていますので、浅井委員より現地調
査の報告をお願いします。

浅井委員

議案第 10 号の現地確認調査の報告をいたします。

10 ページから 13 ページの

農地法第 4 条自己所有地の転用について

6 月 2 日に岡山推進委員及び事務局と現地へ出向き、申請人の代
理人が立ち合いのもと現地確認調査を実施しました。

申請地は、東北町役場本庁舎から東へ約 1.2 キロメートルの距
離にあり、県道八戸 野辺地線を三沢方面に向かい県道沿いの薬

浅井委員 王堂上北支店を過ぎた、十字路を右折した付近にあり周囲には、水田がありますが、作付けしておらず畑地化、宅地化が見受けられます。

転用の目的は、普通住宅の建築で現況においては、境界が明確であり、周辺に被害を及ぼす影響は無いとみられるため、許可相当と判断して参りました。

議長 ご苦労様でした。

只今、浅井委員より、現地調査の報告が終わりました。

本案について、ご質疑等ありませんか。

(質疑なし) の声あり

質疑なしと認め、議案第 10 号は、原案のとおり許可することに決定し、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

日程第 7 議案第 11 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、議題とします。

事務局より議案朗読及び説明を願います。

事務局長 14 ページをお開きください。

議案第 11 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、農地法施行令第 15 条第 1 項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求めるもので、使用賃貸借設定 1 件について現地調査が行われております。

15 ページをお開きください。

受付番号 4 番、1 件について説明いたします。

(受付番号 4 番、1 件、議案朗読説明省略)

以上、使用賃貸借設定 1 件であります。

議長 只今、事務局より議案第 11 号の朗読及び説明がありました。

これには、現地調査が行われていますので、浅井委員より現地調査の報告をお願いします。

浅井委員 議案第 11 号の現地確認調査の報告をいたします。

15 ページから 17 ページの農地法第 5 条転用使用借権の設定について、6 月 2 日に岡山伴樹推進委員及び事務局と現地へ出向き、申請借受人の代理人が立ち会いのもと現地確認調査を実施しました。

浅井委員 申請地は、東北町役場分庁舎より東北東へ約 4 キロメートルの距

離にあり、町道保戸沢一浜台線の保戸沢地区から旭地区方向に向かい途中右折した南側に位置し、周囲には土場川流域に広がる一団の水田地帯に隣接している農業振興地域整備計画における農用地区域であり、転用の目的は、砂利採採による一時転用です。砂利採取する年間の数量については、9,842 立方メートルとなっています。

現況においては、境界が明確であり周辺への被害防止対策として危険防止柵が設置され、また汚濁水の流出防止のための沈殿池が、設置されるなど、周辺に被害を及ぼす影響は無いとみられる。また、事業完了後は、農地に復元する誓約がなされていることから許可相当と判断して参りました。

議 長

ご苦労様でした。

只今、浅井委員より、現地調査の報告が終わりました。

本案について、ご質疑等ありませんか。

(甲地俊隆委員質疑あり) の声あり

甲地俊隆
委 員

砂利採取の高さや掘削角度や落差が大きい現場においての、掘削の条件等の決まりや義務がありますか。また、隣接する農地の圃場の安全対策として、例えば何メートル毎に柵を設置するとか、規則、規定がありましたら教えて下さい。過去に砂利採集の後に何も安全対策がされていない事から、子供が落ちた経緯がございます。また、掘削が原因で隣接の農地が崩壊した場合などは復元保証がありますか。また時効の期限があるのか、次の総会で良いので教えていただきますか。

議 長
事務局長
議 長

事務局長、説明願います。

来月の総会で、説明いたします。

ほかに質疑ありませんか

(質疑なし) の声あり

議 長

質疑なしと認め、議案第11号は、原案のとおり許可することに決定し、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

日程第8 議案第12号 東北町農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の作成の要請について、議題とします。

7番、鶴ヶ崎勝也委員は、東北町農業委員会規則第17条議事参与の制限の規程により、一時退席をお願いします。

(鶴ヶ崎勝也委員退席)

議 長 事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 18ページをお開きください。
農地中間管理機構に対し、別紙のとおり、農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請するため、農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第11項の規定により、農業委員会の承認を求めるものであります。
19ページをお開きください。
所有権移転8件について説明いたします。
(所有権移転の設定8件 議案朗読説明省略)
以上、所有権移転8件であります。

議 長 只今、事務局より議案第12号の朗読及び説明がありました。
ご質疑等ありませんか。
(質疑なし) の声あり
質疑なしと認め、議案第7号は、原案のとおり承認すること決定しました。
7番、鶴ヶ崎勝也委員の入場をお願いします。
(7番鶴ヶ崎勝也委員、入場着席)
日程第9 議案第13号 東北町農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画に対する意見作成の要請について、議題とします。
事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 22ページをお開きください。
議案第13号 東北町農用地利用集積等促進計画の作成に対する意見書作成の要請について説明いたします。
農地中間管理事業として、実施することが適当と認められるので、農地中間管理事業の推進に関する法律の18条第3項の規定より、農業委員会の承認を求めるものであります。
農用地利用集積等促進計画5件について説明いたします。
23ページをお開きください。(議案朗読説明省略)
24ページをお開きください。(議案朗読説明省略)
以上、賃貸借3件、使用貸借2件であります。朗読説明省略)

議 長 只今、事務局より議案第13号の朗読及び説明がありました。
質疑等ありませんか。
(質疑なし) の声あり

議 長 質疑なしと認め、議案第 13 号は、原案のとおり承認することに決定しました。
以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。
第 3 回東北町農業委員会総会を閉会いたします。